

香川県条例第46号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 金額の中で単にその範囲を定めたものについては、知事その金額を定める。			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)～(18) 略 (19) 香川県サポート高松交流拠点施設	略 駐車場 駐車場使用料			(1)～(18) 略 (19) 香川県サポート高松交流拠点施設	略 駐車場 駐車場使用料		
	<u>自動二輪車（側車付きのものを除く。）</u>	1台につき1日 当たり	300円を超えない範囲で規則で定める額		<u>普通自動車</u>	<u>1台につき20分 当たり</u>	<u>100円を超えない範囲で規則で定める額</u>
	<u>その他の自動車</u>	<u>1台につき20分 当たり</u>	<u>100円を超えない範囲で規則で定める額</u>		<u>自動二輪車</u>	1台につき1日 当たり	300円を超えない範囲で規則で定める額
	略				略		

(20)～(35) 略

第2表 略

(20)～(35) 略

第2表 略

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。